

# 松崎町地域防災計画

## 大火災対策編

令和8年3月修正

松崎町防災会議



# 目次

V-1 大火災対策計画.....	2
第1章 総則.....	2
第1節 関係機関の業務の大綱.....	2
第2節 過去の顕著な災害.....	3
第3節 予想される災害と地域.....	4
第2章 火災予防計画.....	5
第1節 消防体制の整備.....	5
第2節 火災の予防対策.....	6
第3節 林野火災対策の推進.....	6
第4節 火災気象通報の取扱い.....	8
第5節 下田地区消防組合林野火災警報・注意報運用基準.....	8
第3章 火災応急対策計画.....	10
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動.....	10
第2節 大規模火災等が発生した場合の連絡体制.....	11
第4章 火災復旧計画.....	12
第1節 各機関が実施する対策.....	12
V-2 大爆発対策計画.....	13
第1章 総則.....	13
第1節 関係機関の業務の大綱.....	13
第2節 過去の顕著な災害.....	14
第3節 予想される災害と地域.....	14
第2章 火災予防計画.....	15
第1節 ガス災害予防計画.....	15
第2節 危険物災害予防計画.....	16
第3節 火薬類災害予防計画.....	17
第3章 火災応急対策計画.....	18
第1節 関係機関の業務の大綱.....	18
第2節 情報伝達系統図.....	18

第4章 火災復旧計画.....	19
第1節 各機関が実施する対策.....	19

## V 大火災対策編

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、松崎町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く。）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「V-1 大火災対策計画」、「V-2 大爆発対策計画」から構成する。

### V-1 大火災対策計画

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 火災予防計画	火災予防計画、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 火災応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達
第4章 火災復旧計画	各機関が実施する対策

### V-2 大爆発対策計画

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 火災予防計画	高圧ガス火災予防計画、危険物災害予防対策、火薬類災害予防計画
第3章 火災応急対策計画	主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達
第4章 火災復旧計画	原因究明と是正措置

## V-1 大火災対策計画

### 第1章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

#### 第1節 関係機関の業務の大綱

松崎町及び行政区域内の防災関係機関並びに公共団体、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、松崎町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

##### 1 消防体制の整備

- (1) 消防組織の確立
- (2) 消防施設の整備
- (3) 消防救急の広域化の推進
- (4) 消防職員・消防団員の教育
- (5) 消防団の活性化
- (6) 緊急消防援助隊の受援体制の確立

##### 2 火災予防対策

- (1) 建物の不燃化の指導
- (2) 消防用設備等の整備
- (3) 防火管理体制の整備
- (4) 防火対象物の火災予防

##### 3 林野火災予防対策

- (1) 林道（防火道）等の整備
- (2) 予防設備の整備
- (3) 消防資機材の配備

##### 4 災害応急対策

- (1) 消防活動
- (2) 広域活動協力体制

## 第2節 過去の顕著な災害

明治36年以降の県下の主要な大火を列記する。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発生年月日	焼失数	場所	記事
明治36年1月6日	453戸	焼津町城之腰 鯛ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速 ENE4.6m/s、最小湿度 66%
大正2年3月3日	1,451戸	沼津市	弱い高気圧におおわれ、乾燥していた。沼津で最大風速 ENE6.1m/s、最小湿度 46%
大正15年12月 10日～11日	756戸	沼津市末広町	冬型気圧配置で風が強くなっていた。沼津、最大風速 SW11.7 m/s、最小湿度 50%
昭和7年4月 21日～22日	1,300戸	大宮町 (富士宮市)	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速 WSW2.8m/s、最小湿度 33%
昭和15年1月 15日～16日	1,521戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速 W9.6m/s、最小湿度 22%
昭和18年3月 13日～14日	林野 1,280ha 40戸	磐田郡竜山村 秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速 WNW9.8m/s、最小湿度 33%
昭和18年3月17日	林野 1,050ha	富士郡上井手村(富士宮市) 人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島で WSS7.7m/s、最小湿度 29%
昭和21年4月 2日～3日	林野 千数百 ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速 SW13.3m/s、最大湿度 50%
昭和25年4月13日	1,416戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。網代で ENE11.2m/s、最大湿度 54%
昭和32年2月28日	104戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が15時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速 W12.9m/s、最小湿度 19%

昭和 35 年 11 月 17 日	119 戸	榛原郡川根町 家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速 NNE4.6m/s、最小湿度 52%
-------------------	-------	--------------	--

### 第 3 節 予想される災害と地域

- 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件を作り出す。
  - ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
  - ・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近を覆う気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
- 林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様にたばこの投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

#### 松崎町の気象条件

- ・気温は、温暖な地域となっていて、平均温度は 16℃～17℃で沿岸地方では特に暖かい。
- ・風速は、冬季の季節風時は西寄りの風が強い。
- ・低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。
- ・西海岸では、西ないし南西の風が卓越し、特に冬季の季節風の影響が現れやすくなっている。

## 第2章 火災予防計画

---

消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するための建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防災管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

### 第1節 消防体制の整備

#### 1 消防組織の確立

町は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。

#### 2 消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、町を取り巻く社会環境は、複雑多様化している。地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期する。

#### 3 消防救急の広域化の推進

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進する。

#### 4 消防力の現況

消防力の現況は、資料編（10-2）「消防力の基準及び整備状況」のとおりである。

#### 5 消防職員・消防団員の教育

下田消防本部は、消防職員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施する。

町は、消防団員に一般教育訓練を実施する。

#### 6 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要があるため、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

#### 7 緊急消防援助隊の受援体制の確立

町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努める。

#### 8 通信手段の確保

町は、町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

## 第2節 火災の予防対策

### 1 建物不燃化の指導

県及び町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

### 2 消防用設備の整備

県及び町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備及び整備の指導並びに促進を図る。

### 3 防火管理体制の整備

県及び町は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入する施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。

### 4 防火対象物の火災予防

県及び町は、多数の者が出入する施設に対する火災予防指導及び防災安全講習会等に関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

## 第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して総合的、広域的な推進を図る。

### 1 林道（防火道）等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。

### 2 事前の準備

町は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

また、気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関をはじめとする県及び町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

### 3 巡視員、監視員によるパトロール

巡視員、監視員を配置し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中の際の火の使用制限の徹底を図る。

### 4 消防資機材の配備

林野火災に対する消防資機材を整備する。

### 5 防災知識の普及啓発

県及び町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うと

ともに、山火事予防運動期間中、県、町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く町民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

町は、地域の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

## 6 警戒の強化

町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、町民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

## 7 消火活動関係

消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、町は消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

町は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

## 第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

### 1 火災気象通報の基準

対象地域	実施基準
松崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。</li> <li>・毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。</li> <li>・注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>・定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>

### 2 町長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により町長に伝達する。

### 3 火災警報の発表

町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずる。

## 第5節 下田地区消防組合林野火災警報・注意報運用基準

### 1 発令・解除基準

区分 (発表内容)	発令・解除	発令・解除基準
林野火災 注意報	発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下</li> <li>・前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表</li> </ul> ※当日に降水、積雪が見込まれる場合には、この限りでない
	解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発令基準に該当しなくなったとき</li> </ul> ※強風注意報が追加された場合は、林野火災警報に切替え
林野火災 警報	発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表</li> </ul> ※当日に降水、積雪が見込まれる場合には、この限りでない
	解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林野火災注意報の解除基準に準ずる</li> </ul> ※強風注意報のみ解除の場合は、林野火災注意報に切替え

## 2 火の使用制限対象区域

- (1) 森林法第5条の規定により静岡県知事が作成する伊豆地域森林計画の対象となっている区域
- (2) 森林法第7条の2の規定により関東森林管理局長が作成する伊豆国有林の地域別の森林計画の対象となっている区域

※対象区域は、静岡県森林クラウド公開システムで確認可能

(URL : <https://fcloud.pref.shizuoka.jp/>)

## 3 火の使用制限の内容

下田地区消防組合火災予防条例第29条に規定する火の使用制限

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

※林野火災注意報は火の使用制限に従うよう努めること（努力義務）。

## 第3章 火災応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害の発生による軽減を図る。

### 第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

#### 1 消防活動体制

大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期する。

消防機関等は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

#### 2 広域協力活動体制

(1) 町長は、大規模災害、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。

(2) その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

ア その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ 発災市町等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合

ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

(3) 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

#### 3 大規模林野火災対策

県及び町は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれがある時は、知事に空中消火活動の要請をする。

林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、町は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

## **第2節 大規模火災等が発生した場合の連絡体制**

大規模火災等が発生した場合の連絡体制については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第33節 突発的災害に係る応急対策計画」に則り、実施するものとする。

## 第4章 火災復旧計画

---

災害復旧計画は、災害発生被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図る。

### 第1節 各機関が実施する対策

#### 1 町

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被害地域を包含する事業計画を作成する。

#### 2 関係機関

町、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

## V-2 大爆発対策計画

### 第1章 総則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

#### 第1節 関係機関の業務の大綱

##### 1 警察

- (1) 火薬類似業者の保安指導
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査

##### 2 消防

- (1) 危険物事業者の許認可
- (2) 煙火の消費許可
- (3) 災害発生時の消火、人命救助活動
- (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

##### 3 関係事業者

- (1) 自主保安体制の構築
- (2) 危害予防規定、地震防災計画の策定
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練等の実施
- (5) 災害発生時の関係機関への通報
- (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

## 第2節 過去の顕著な災害

県下の過去の顕著な災害を列記する。

### 1 静岡駅前地下街の爆発事故

発生年月日	昭和 55 年 8 月 16 日
発生場所	J R 静岡駅前地下街
事故状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ガスによると見られる 2 回の爆発と、これに伴う火災が発生した。</li><li>・1 回目の爆発の原因は不明である。2 回目の爆発は、1 回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られる。爆発の被害は半径 100 メートルの区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。</li></ul>
被害状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・通行人、消防隊員ら 15 名が死亡、222 人が重軽傷を負った。</li></ul>
対応措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス検知器の設置、LP ガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。</li></ul>

### 2 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

発生年月日	昭和 58 年 11 月 22 日
発生場所	掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス
事故状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の改装工事により調理器具の撤去を行った際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。</li><li>・この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓から LP ガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したものの。</li></ul>
被害状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・客や従業員等が 14 名死亡し、27 名が重軽傷を負った。</li></ul>

## 第3節 予想される災害と地域

- 高圧ガス、危険物、火薬類に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- 高圧ガス、危険物、火薬類は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。

## 第2章 火災予防計画

---

### 第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

#### 1 高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築

高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 危害予防規定、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
- (4) 事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

#### 2 高圧ガス関係団体等の保安体制の構築

##### (1) 緊急応援体制の整備

静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。

##### (2) 防災資機材の整備

災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。

##### (3) 防災訓練

高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に行い、防災能力の向上を図る。

##### (4) LPガスの自主保安の推進

###### 製造事業所相互援助協定の締結

製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。

###### 一般消費先の安全対策

- ア 安全機器、地震対策機器の普及促進
- イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発
- ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起

### 3 LPガスの保安推進

LPガスは、様々な事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県LPガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。

- (1) 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施
- (2) 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備
- (3) 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収
- (4) 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進

### 4 高圧ガス運搬車両の保安指導

高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。

### 5 防災訓練

県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

### 6 ライフライン連絡協議会による連携強化

県が開催するライフライン協議会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。

## 第2節 危険物災害予防計画

各消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、一般社団法人静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

### 1 危険物関係事業者の自主保安体制の構築

危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 予防規程、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設や定期検査等の実施
- (4) 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

### 2 危険物事故防止対策

危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

また、危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。

### **3 危険物安全週間**

- ・毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。
- ・危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く町民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る。

### **4 防災訓練**

警察、消防、一般社団法人静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

## **第3節 火薬類災害予防計画**

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

### **1 火薬類関係事業者の自主保安体制の構築**

火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- (1) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (2) 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- (3) 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施
- (4) 事故や災害への対処訓練の実施
- (5) 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

### **2 火薬類関係事業所の監視指導**

- ・県、消防、警察の連携のもと、火薬関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策との適正を指導する。
- ・県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、町民への広報啓発を行う。

### **3 火薬類危害予防週間**

- ・関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。
- ・火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱うものをはじめ、広く町民を対象に講習会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る。

## 第3章 火災応急対策計画

---

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

### 第1節 関係機関の業務の大綱

#### 1 町・消防

- (1) 災害・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報
- (2) 町の対策本部設置
- (3) 消火活動
- (4) 人命救助活動
- (5) 避難誘導
- (6) 事故調査

#### 2 警察

- (1) 事故捜査
- (2) 交通規制
- (3) 避難誘導

#### 3 発災事業者

- (1) 事故通報
- (2) 自衛消防対応
- (3) 災害拡大防止措置
- (4) 関係機関への協力
- (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

### 第2節 情報伝達系統図

大規模な爆発事故が発生した場合の連絡体制については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第33節 突発的災害に係る応急対策計画」に則り、実施するものとする。

## 第4章 火災復旧計画

---

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

### 第1節 各機関が実施する対策

#### 1 発災事業者の対応

- ・爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講ずる。
- ・関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。
- ・事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

#### 2 関係機関の対応

- ・関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。
- ・必要な場合には、国や県、学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。

#### 3 産業や住民生活に関する普及措置

- ・発災事業者等は、事故による高圧ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限にとめるように配慮する。
- ・ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。
- ・復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。
- ・該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、災害、爆発等の二次災害の発生を防止する。
- ・発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。

#### 4 情報公開、広報

- ・発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。
- ・町は町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。